

パブリックコメント募集結果（案）

製材の日本農林規格等の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R7.4.18～R7.5.17）

(1) 受付件数 6件（3者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R7.3.5～R7.5.3）

受付件数 なし

(別紙)

製材の日本農林規格等の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
集成材JAS1152 第1部 附属書A		
図A.1について、注 ^㉑ の冒頭「注 ^㉑ において…」と記載があるが、正しくは「注 ^㉑ において…」ではないか。	1	貴見のとおり、注 ^㉑ の冒頭「注 ^㉑ において…」を「注 ^㉑ において…」として修正します。
製材JAS1083 第1部 6 表示		
パブコメ案にあるような、「等級」を省略する場合には「品名」を記載するといった規定は理解しにくい。このため、今回のJAS規格(案)においては、表示する事項を網羅的に示し、品名については「表示することができる」と規定し、一方、「格付の表示の様式及び表示の方法」において、性能区分及び薬剤名を削除して、JAS表示の仕組みを分かりやすくしてはどうか。 この場合、等級についてはJAS規格の附属書によって記載する位置を図示して規定してはどうか。	1	表示事項は、6において網羅的に規定することとしています。また今回、関係者のご意見を踏まえ、利便性のため、現行の表示方法も選択可能としつつ、格付の表示における「薬剤名」「性能表示」についても、JASで定める表示事項と重複して記載している場合は、格付の表示から省略可能とすることとしています。 ただし「等級」を省略する場合は、表示内容が枠組壁工法構造用製材JASにおける甲種枠組材などと酷似し、誤解を招く可能性があるため、「品名」の記載が必要と考えています。 なお、等級の記載位置については、格付の表示の一部として「格付の表示の様式及び表示の方法」に明示する必要がありますので、規格への記載は行いません。
製材JAS1083 第1部 6.1.1 表示事項		
6.1.1 b)において、「a)1)を格付の表示から…」とあるのは「a)2)を格付の表示から…」ではないか。	2	貴見のとおり、6.1.1 b)における、「a)1)を格付の表示から…」を「a)2)を格付の表示から…」として修正いたします。
製材JAS1083 第1部 6.1.2、6.2.2、6.3.2、6.4.2、6.5.2		
製材に品名を記載する場合におい	2	貴見を踏まえ、品名を記載する場合につい

<p>て、できる限り少ない文字数で、なじみのある用語にすることで、事業者の負担が減り、かつ利用者が視認しやすくなると考えられること、また一般的に使用されていない用語の使用は避けるべきである。</p> <p>例として目視等級区分構造用製材には「目視構造材」を、機械等級区分構造用製材には「機械構造材」を、広葉樹製材については「広葉樹材」を追加すべきである。</p> <p>また目視等級区分構造用製材の「Vグレード材」などは枠組壁工法構造用製材の「Jグレード」と混同されうることから削除すべき。</p>	<p>ては、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造作用製材は「造作用製材」又は「造作材」 ・目視等級区分構造用製材は「目視等級区分構造用製材」、「目視構造材」又は「VGL」 ・機械等級区分構造用製材は「機械等級区分構造用製材」、「機械構造材」又は「MGL」 ・下地用製材は「下地用製材」又は「下地材」 ・広葉樹製材は「広葉樹製材」又は「広葉樹材」
---	--

パブリックコメント募集結果（案）

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の

日本農林規格の一部改正

1 一部改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：R7.4.18～R7.5.17）

(1) 受付件数 7件（4者）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2 事前意図公告によるコメント（募集期間：R7.3.5～R7.5.3）

受付件数 なし

(別紙)

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格の廃止案
に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
第1部 5.1 表示事項		
<p>パブコメ案にあるような、「等級」を省略する場合には「品名」を記載するといった規定は理解しにくい。このため、今回のJAS規格(案)においては、表示する事項を網羅的に示し、品名については「表示することができる」と規定し、一方、「格付の表示の様式及び表示の方法」において、性能区分及び薬剤名を削除して、JAS表示の仕組みを分かりやすくしてはどうか。</p> <p>この場合、等級についてはJAS規格の附属書によって記載する位置を図示して規定してはどうか。</p>	1	<p>表示事項は、5.1において網羅的に規定することとしています。また今回、関係者のご意見を踏まえ、利便性のため、現行の表示方法も選択可能としつつ、格付の表示における「薬剤名」「性能表示」についても、JASで定める表示事項と重複して記載している場合は、格付の表示から省略可能としています。</p> <p>ただし「等級」を省略する場合は、表示内容が製材JASにおける下地用製材などと酷似し、誤解を招く可能性があるため、「品名」の記載が必要と考えています。</p> <p>なお、等級の記載位置については、格付の表示の一部として「格付の表示の様式及び表示の方法」に明示する必要がありますので、規格への記載は行いません。</p>
第1部 5.2 表示の方法 a)・b)		
<p>5.2.1.1 a)品名の記載方法において、甲種及び乙種によらず「枠組材」と記載しなければならないとなっている一方で、b)等級の記載方法において、「1)甲種枠組材と表示するもの」などとなっており、誤解を招く書きぶりとなっていることから、b)の「と表示するもの」は削除するべきではないか。</p>	1	<p>貴見のとおり、5.2.1.1 b)については、「と表示するもの」の文言は削除いたします。</p>
第1部 5.2 表示の方法 c)		

<p>表示において、既存の市場においても「トドマツ」の表記で流通しており、「JST」と付加することで混乱を招くおそれがあること、また他の樹種との整合性を考慮し、「トドマツJST」表記を「トドマツ」と簡略化することを求めます。</p>	<p>2</p>	<p>今回の改正において、樹種群におけるトドマツの位置づけが、「S-P-F又はSpruce-Pine-Fir」から「JST」へ変更されることに伴い、トドマツの①本JASで定めるたて継ぎ材の曲げ強さの基準及び②建設省告示「木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件」で定める基準強度Fbも改正されることとなります。</p> <p>樹種群「S-P-F又はSpruce-Pine-Fir」に属したトドマツ枠組材及びたて継ぎ材は既に建築物に使用されている実態を踏まえ、それらと区別するために、これまでの「トドマツ」という表記から、異なる表記にする措置が必要です。</p> <p>なおご意見を踏まえ、関係者と再度調整の結果、より簡略化するための表記として「トドマツ-1」（「-」はハイフン）とします。</p>
<p>第1部 5.3 表示箇所</p>		
<p>製材等において各束、各こりで表示ができるようになってきているところ、枠組壁工法構造用製材についても、こり表示を可能にして欲しい。</p>	<p>1</p>	<p>枠組壁工法構造用製材においては、建築物への使用に当たり、本JASの表示を含め、各本への表示を確認することが一般的であると考えています。</p> <p>現在、長さについては、こり表示が可能となっていますが、表示全体をこり表示とすることについては、枠組壁工法構造用製材の流通、使用の実態を考慮して検討する必要がありますので、今後の検討の参考とします。</p>
<p>第1部 附属書D</p>		
<p>国産材の樹種群の記号は従来「JS I」、「JS II」及び「JS III」とされていたところ、今回は「JS A」及び「JS T」となって一貫性がなく理解しづらい。このため、「JS IV」及び「JS V」とするか、全体を（分かりやすく）「JSH」「JSS」「JSK」等とするか又は「HINOKI」「SUGI」等とするか、いずれにしても統一的な一貫性のある記載方法としてはどうか。</p>	<p>1</p>	<p>樹種群「JS I」、「JS II」及び「JS III」については、本JASで定めるたて継ぎ材の曲げ強さの基準、及び建設省告示「木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件」で定める基準強度Fbの順に定めた経緯があり、今回新設されるアカマツ及びトドマツを「JS IV」及び「JS V」とした場合、これら強度順の並びについて一貫性がなくなること、原案作成検討会において、和名が良いとの意見が多かったことを踏まえ、「JS A」「JS T」としました。</p>

※今回の改正案に直接関係のない1件については、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

